

昭和二十七年四月二十三日(水曜日)

午後三時一分開議

出席委員

委員長 尾関 義一君

理事飯塚 定輔君

池田正之輔君

玉置 實君

平島 良一君

牧野 寛榮君

椎熊 三郎君

田代 文久君

出席國務大臣

郵政大臣 佐藤 榮作君

出席政府委員

郵政事務次官 寺本 齋君

郵政事務官(簡
易保険局長) 白根 玉喜君

委員外の出席者

郵政事務次官 大野 勝三君

專門員 稲田 櫻君

專門員 山戸 利生君

四月二十二日

委員石川金次郎君及び山本久雄君辭任につき、その補欠として受田新吉君及び宮原幸三郎君が議長の指名で委員に選任された。

四月二十二日

簡易生命保険及び郵便年金積立金の運用に関する諸願外一件(井出一太郎君紹介)(第二六三三号)
同外二件(田中重勝君紹介)(第二二八四号)
同(小坂善太郎君紹介)(第二三〇一
号)
同外一件(三宅正一君紹介)(第二三

二四号)
同外四件(倉石忠雄君紹介)(第二二五五号)
北浜郵便局に集配事務開始の請願(中村幸八君紹介)(第二二六四号)
中安簡易郵便局を無集配局に昇格の請願(河本敏夫君紹介)(第二三〇二
号)

の審査を本委員会に付託された。
本日の会議に付した事件
簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

○尾関委員長 これより郵政委員会を開会いたします。
簡易生命保険法の一部を改正する法律案を議題とし、前会に引続き質疑を許します。受田新吉君。

○受田委員 この簡易生命保険法の一部を改正する法律案が国会に提出されてから、すでに相当の日を経過してゐるものでありますが、特にこの法律の施行時期は、政府原案によれば昭和二十七年三月一日としてあるものであります。しかるに約二箇月を経た今日、在再としてこの解決を見ないというこ

とは、まことに政府側自身の不用意と、与党内部における不統一を物語つてゐるものであつて、われ／＼国会の野党側の議員としてはまことに不愉快きまゐる現状であります。従つてこの法律案が出されてすでに二箇月以上も経た今日、政府が依然として原案を固執するのかどうか、施行期日について、この三月一日としてあること、

この施行期日を附則としてあげたことに對して、政府はあまりにも不用意の結果がこゝろなつたということを反省しておられるのかどうか、政府側の御意向を確かめておきたいのであります。

○佐藤國務大臣 政府は原案の成立を心から希望いたしております。但しただいま御指摘になりました施行期日の問題につきましては、もうすでに三月一日を経過してゐる今日でありますので、これはできるだけ早い日に施行に移すように、その点は御審議を賜りたいと存じます。

○受田委員 この政府案の中心をなす第十七條第一項の五万円を八万円に改めるといふ、この八万円の数字的な基礎はどうして出されたか、これをあらゆる角度から御答弁をいただきたいのであります。物価指数その他のいろいろな統計は出ておりますが、八万円が適當であるという結論に導かれた政府側のあらゆる角度からの基礎的な用意を、ここにさらけ出していただきたいと思ひます。

○佐藤國務大臣 その点については昨日も山本委員から詳細なお尋ねがあり、お答えを申し上げた次第であります。御承知のように簡易保険の限度を幾らにするかといふことを決定する場合におきまして、物価指数の変動ももちろん一つのその條件だと思ひます。さらにまたこの制度が持ちます社会保障的な性格等も十分考へて行かなければなりません。同時にまた官業と民業との間の調整ということも考へ

て参らなければなりません。と申しましたのは、民間資金が使われております経済面、並びに資金運用部資金に繰入れられます国家資金がいかに融資されておるか、これらの点も考慮に入れて参らなければならぬのであります。

この簡易生命保険という制度だけで、社会保障的な目的を達するというわけにも実は参らないのであります。あらゆる制度等とも関連を持ちまして、社会保障的な目的も達成して参る。もつとはつきり申せば、民間の保険制度等ともあわせて、そういうような目的を達することはいいのではないかと、こ

ういうように実は私も考へて参りました。そうして民間保険が今集めております民間資金と、国家資金との間の調整をとるといふ観点に立つて考慮いたしますと、まず八万円が適當なりといふような結論に到達いたしました次第であります。同時にまた私も簡易保険事業を經營しております面から申しますれば、現在の簡易保険の性格等から見ましても、すでに五万円の限度に近い平均を示しております状態から申せば、事業遂行上からもこれが限度の引上げを必要としたしておつたような次第であります。これらの点を種々勘案いたしました結果、総合的に見まして八万円が適當なり、かような結論を出したような次第でございます。

○受田委員 今の大臣の御答弁で、その根本的なものの理解はできたのでありますが、こゝはわれ／＼国会とい

しましては十分政府の意図を確かめて、これに對する賛否を決定しなければならぬのであります。ただいまの第一の御答弁の中にあつた民間資金との調節という面でありまして、民間資金との調節の実情がどうなつてゐるのか、できれば概算の数字的なものもあつて、国会が納得するように、どうして八万円という数字が出たのか、その根拠を納得せしめますように、諸般の事情を考慮してというように漠然とした御答弁でなく、それは国会を無視したやり方でありまして、はつきりした数字的な根拠を示して、なぜ八万円になつたかといふことをわれ／＼

国会議員を納得させた上で、われ／＼はこれを審議しなければならぬのでありますから、この点要領のいい答弁でなくて、親切なきわめていんぎんをきわめた御答弁をいただきたいのであります。

○佐藤國務大臣 民間保険は御承知のように、元は有審査の保険を主としておりました。民間保険事業と申せば大体高額保険のように考へられたわけでありまして、戦後の経済実情等から見まして、民間保険も無審査保険に力を入れて参りました。ことに団体保険等の新しい制度を設けて参りました。この民間のやつております事業のしほりから申しますと、簡易保険と民間保険との間には、簡易保険を制定いたしました当時は画然たる区別があるやに理解しておつたわけでありまして、ただいま申すように最近の民間保

險は、やはり少額の資金を吸収するようになりまして、その分野は簡易保険の分野に民間保険が入つて来ておる、こういうことが言えるように実は思ふのであります。先ほど申しましたように簡易保険が少額収入者を対象にする、こういうことを特に専売のようない方をして参りましたのですが、最近の民間保険もその点に非常な力が入つておるといふことが指摘できるのであります。私どもの調べによりますと、民間の有審査の保険は、有審査だけで見ますと二十万四千程度になるのではないかと思ひます。しかしただいま申しました無審査の民間保険の平均を見ますと、七万二千円程度のように記憶いたしておるのであります。双方の平均が十二、三万円というところ、ここに相なつておるのであります。民間の保険は一般の経済界の事情等から見まして、非常に縮小が伸びたときもありまして、戦後のインフレーションの波に乗りまして、なか／＼保険というものは募集も困難でありまして、なか／＼思ふようにできないのであります。大体私どもが考えておりますところでは、民間保険は昨年度あたりが五百億程度の資金を集めたものではないかというように見ております。従いましてことしの簡易保険の募集達成見込みと比べてみますと、まず匹敵するものであります。御承知のように民間資金である民間の保険業者が集めた資金は、これはただちに民間事業に對して、銀行等を通じて投資されるわけでありまして、この点は経済界の事情に依りて動いておるわけでありまして、特にこの資金自身は保険の契約に基く資金でありますだけに、長期融資

の対象になるわけのものであります。ところが國家の方のこの簡易保険の資金は、資金運用部資金に入つて参りますので、政府が融資いたしますのには、非常に限られた使い方をいたしております。従いまして民間の活発な需要には、なか／＼応じかねるわけでありまして、こういうような状況になつておるのであります。この点を特に勘案いたしまして、金融政策的な効果を相当ならうのが望ましいのじやないかというものが、政府としての考え方の一つの筋に相なつておるわけでありまして、○愛田委員 その筋から編み出されたものが八万円というところになつた。今ここで幾つものある程度の数字は出たのであります。民間保険の平均十二、三万円と、簡易保険の今度の八万円というものの比率は、どういふところから割出したのであるかというところ、それからもう一つ、長期融資の対象とする民間の保険の資金も、それから政府資金の一部をなすところの資金運用部の資金も、ともに國全体の総合経済政策の立場から考えなければならぬ問題であつて、これが十二、三万円と八万円の比率にどう影響しておるかという問題、それから今大臣の御答弁の中に、最初は簡易保険は小口の零細な資金の吸収という点で出発したが、後に民間保険までがその分野を侵すようになって、現在では無審査の小額保険がたかさんで来た。従つてその面からの区別はなくなつたといふことであります。民間保険はもと／＼有審査といふものが、その中心をなしておつたものでありまして、それが無審査へ入り込んだといふことは、簡易保険事業に食い込んだわけでありまして

が、もう有審査の高額保険は限度に達したといふ経済情勢がそうさせたのか、あるいは相続税その他の税の問題でこれを、巧妙にその裏をくぐるために、この民間保険の事業が大量の零細資金に方向転換をして、その相続税の重圧が、民間保険をそういう方面へ走らせたのではないか。こうなれば民間保険にその保険事業の本質を發揮させるために、相続税を減免するという道もあると思ふのであります。そういう問題をお答え御答弁いただきたいのであります。○佐藤國務大臣 先ほど民間保険の平均十二、三万円といふことを申しましたが、今日簡易保険の八万円と、その十二、三万円と比べると、これは基礎が違つて考へるわけでありまして、無審査の範囲で考へて参るのが筋のように思ひます。従いまして現在無審査の平均が七万二千円程度であるといふことは、これはほぼ同額と考へられる八万円という金額が、一応考へられるわけでありまして、従いまして十二、三万円のところと均衡をとつたわけではないといふことであります。それからもう一つは、先ほど申しましたように元は民間のやになつたことを民間が始めた、これは民間の業者の方の説明を聞かないと、はつきりしたお答えはできないかと思ひます。私がただ想像いたしてみますのに、あの保険の契約を結びます際の手續が非常にむづかしいといふか、複雑でありまして、この種のものはなか／＼普及はしにくいのだらうと思ひます。従いまして簡易な方法でやはり保険契約を結びべきだ。ことに団体保険等の制度等を考へますと、これらの点は無審査の方向に相違出て参るものだらうと考へるのであります。ここに民間保険業者の経営上の問題が一つあると思ひます。また国民大衆から見れば、一つの機関だけが一つの制度を専門にやるばかりではなしに、いろいろの各会社等もやり、そうしてそこに競争が行われることは、国民全体の利益の問題だと考へるので、あなたが民間保険がこの範圍に入つて来た、こういう意味で、民間ばかりを賣めるわけにも行かないのじやないか。国民大衆から見れば、そういうような窓口が幾つもあることは、これは仕合せのことじやないか。私はこれは個人の考え方でありまして、さういふことは考へておるのであります。それから先ほど言われた相続税との関係はないかというお話であります。相続税の問題は、確かに一部におきましてはあります。私は考へます。従いましてこの保険自身は、保険契約が伸びて行かないのは、いろいろの理由がありまして、戦後の特殊事情として特にあげべきものは何と申しましてインフレーションの影響といふものは、非常に大きく響いておる。そして今後三十年なりあるいは終身なりというふうな、貨幣価値の変動が予想のつかない時分の問題を、非常に戦後の苦しい状況のもとにおいて保険をかけて行くといふことは、かける方から申せば、非常にまれな例にも実は相なるのじやないか。むしろこの身体検査その他等を非常に簡易な方法でやられる小額のものでありますならば、比較的加入も容易かと思ひますが、このインフレーション

を考へますと、これらの点は無審査の方向に相違出て参るものだらうと考へるのであります。ここに民間保険業者の経営上の問題が一つあると思ひます。また国民大衆から見れば、一つの機関だけが一つの制度を専門にやるばかりではなしに、いろいろの各会社等もやり、そうしてそこに競争が行われることは、国民全体の利益の問題だと考へるので、あなたが民間保険がこの範圍に入つて来た、こういう意味で、民間ばかりを賣めるわけにも行かないのじやないか。国民大衆から見れば、そういうような窓口が幾つもあることは、これは仕合せのことじやないか。私はこれは個人の考え方でありまして、さういふことは考へておるのであります。それから先ほど言われた相続税との関係はないかというお話であります。相続税の問題は、確かに一部におきましてはあります。私は考へます。従いましてこの保険自身は、保険契約が伸びて行かないのは、いろいろの理由がありまして、戦後の特殊事情として特にあげべきものは何と申しましてインフレーションの影響といふものは、非常に大きく響いておる。そして今後三十年なりあるいは終身なりというふうな、貨幣価値の変動が予想のつかない時分の問題を、非常に戦後の苦しい状況のもとにおいて保険をかけて行くといふことは、かける方から申せば、非常にまれな例にも実は相なるのじやないか。むしろこの身体検査その他等を非常に簡易な方法でやられる小額のものでありますならば、比較的加入も容易かと思ひますが、このインフレーション

時代に、貨幣価値が非常に変動する、こういう観点に立ちますと、なか／＼保険契約を結ぶ、あるいは保険に加入するといふことは困難だらうと思ひます。同時にこの相続の問題ももちろんあるだらうと思ひます。今までは政府といたしましては、簡易保険の方は金額も小額でありまして、もちろん課税の対象にならないわけでありまして、民間の有審査の保険であります。在来例は、実際の事情と申しますか、取扱の上から申せば、大体十万円程度までは相続税を課さない、こういうような実際の扱い方をいたしておるようでありまして、そこで今回の相続税法の改正にあたりまして、私はこゝういふ考え方をいたしておるのであります。これは官民ともに合せて、競争の立場にあつてお互いが競争し合つて相手を苦しめると、こゝういふ考え方のもじやなしに、官民一緒になりまして、この保険事業が発達するといふことが、経済の基礎を強固にするゆゑであり、國民の生活を安定さすゆゑである、かような観点に立ちますれば、一応の競争の立場にはあるが、それぞの分野におきまして、十分その使命を達成し得るよう政治をやつて行くべきじやないか、かように考へれば相続税の免除もつと金額を引上げてしかるべきじやないか、こゝういふような考え方を実はいたしておるのであります。最近の相続税の方につきましても、相続税の控除額をたしか相当引上げて、今までの十萬程度のもものが三萬程度に相なつたのではないか、かように考へますが、こゝういふ事柄は總体の保険事業が発達することになりま

すし、民間資金その他金融上非常に利益することではないか、かように実は考えております。ただただいま申し上げましたように、民間保険についてこの際特に考慮を払つておりますゆえんのは、先ほど申ししたインフレーションの影響をこうむり、最近ようやく安定しつつあるやに見受けまますこの業界に對しまして、この機会に非常な圧迫になるようなことは、できるだけ避けて行くべきがよいではないか、先ほど申すその資金の運用の面等を勘案いたしますと、そうすることが最も適当ではないかというので、この民間保険との間の均衡ということも、一応考へて参つておるような次第であります。

○田代委員 関連して……。ただいま大臣の説明によりまして、これは以前から私はその感を深くしておつたのですが、無審査の民間保険の平均が大体七万二千円見当で、今度八万円にするという政府原案も、これとの関連において考慮されたということが、非常に有力な根拠にもなつておりますし、私たちとして、また国民として、はこの簡易保険という性格をはつきり依然として現在持たすべきではないか、また政府自身も簡易という性格を依然としてお持ちになるという建前でおられるのじやないか。ところが実際におきますと、民間保険も無審査で大体その見当までやり、あるいは十万円、場合によつて十二、三万円見当まで無審査で行かれてゐる。簡易保険の方は当然そうですが、そうすると民間保険と簡易保険との性格が全然区別できなくなる。それからまた保険料の面から見ましても、簡易保険の方が非常

に安くて、また民間の方が高いというやうなことはなくて、聞くところによりますと、民間の方が場合によつては安いのではないかといいことになつておるやうですが、そうしますと、結局簡易保険という性格がすでになくなつてしまつてゐることになると思ふのですが、このように政府はお考えになつておるかどうか。そういう性格になつて来るという、大体何をねらつてこゝろいふやうな引上げをされるのか、結局窓口が多いことがいいというやうな先ほど説明でしたけれども、どうもそれでは納得ができません。わけであつて、この点をひとつはつきりさせていたいただきたいのであります。

○佐藤國務大臣 先ほどこれを引上げます理由のうちに、幾つも申しました。そのうちの最後に、私も簡易保険事業の現状等から見まして、限度は引上げなければならぬということ、申し上げたと思ひますが、一つの事業をやつておるやうな、現在の簡易保険の最高限五万円という観点に立つて、そうして簡易保険がどの程度にまで伸びてゐるかということをお考えますと、四万円前後に実は相なつておるのであります。簡易保険といふことは、従ひまして新しい加入はなかつた。困難になつておるやうな、また過去の保険契約を実施して行くといふことになつて参る。こういう場合に、新しい分野を考へるもの、これは当然であります。従ひましてこの点もやはり考慮のうちにに入れて行かなければならぬ。先ほど来お話になり御指摘がありましたように、社会保険の観点に立

つとか、あるいは物価指数の変動等の観点に立ちますれば、これは八万円では低いという問題も起るでございまして。また民間の保険との調整だけを考へますならば、現状のままでもよろしいやないかという議論も成り立つかと思ひますが、われ／＼の方にわれわれの方の事情があり、それらのものをい／＼勘案いたしまして、ある程度の変更はこの際必要だ、この際やるものといひまして、どの程度がいいだらうかというところが、先ほど来申します八万円ということに相なるのであります。この八万円をそれでは今後どのくらい續いて堅守して行くのか、こういう問題になりますれば、これはまた別なそのとき／＼に應じて考へて、もつと保険加入の能力あり、こういうやうな状況になつて参りますれば、これは私も当然引上げてしまふべきだと思ひます。この八万円を長くすえ置くといふやうな考へ方は、毛頭持つわけのものでない、民間なりまた保険加入をされる国民の利益なり、あるいはまたこの制度の目的を達成するといふやうな観点等から立ちまして、この限度といふものは、やはりそのときに應じて変更して参るというところが、適当なやうに思ふのであります。今までのお話を伺ひまして、おそろく限度の引上げは必要ない、こういうやうな御議論ではないだらう、もつと高く上げたらどうかというやうな御意見ではないかと、実は私も拝察をいたしておるものであります。それらの点は現在のままにすえ置くと言われらば、先ほど申しますやうな、事業自身の持つ性格から見まして、この

際に限度を引上げる要ありというものが、私どもの実は結論であります。それが、民間保険がこれの際にやつて来て、同じやうなことをやつておる。そこにおいて料金なりその他等もいろいろ違ふ、あるいは簡易保険が高いのではないかという御意見もあるやに、実は聞かぬのであります。私どもは現在までのこの郵政省がやつておる簡易生命保険事業の信用といふものは、国民の間において絶大だと思ひます。従ひまして民間の保険業者との競争等におきまして、これで破れるやうな考へ方は毛頭持つておりません。またこの掛金その他金利等の問題につきましても、一應私どもはいたしまして、よくふりをこらしまして、民間業者との競争には十分耐え、またその競争を賞し得る。実はかような信念を持つておるやうな次第であります。

○田代委員 今の説明によりまして、はつきりしたことは、民間保険と簡易保険との性格的な区別が大体なくなつておる。そうしますと、大体何をねらつてこれを引上げをされようとするか。ただいまの説明では八万円では少し安過ぎるから、五万円を八万円、八万円を十万円というやうな意見が圧倒的だ、支配的だとおつしやいまして、けれども、私たちがそうではないのであります。簡易保険の性格はやはり依然として持つべきであり、社会保障という制度、性格は依然として貫く、それを貫くといふことは、こういう民間保険との競合といふやうなことで、これに破れると思はないといふ大臣の断固とした確信であります。それは当然だと思ふ。それはちゃんと政府が非常だといふやうな面で育成し、便宜を与えてい

るというやうなことで、当然これはそういう面からいいますと、民間保険は太刀打ちできないといふことになつておるのであります。従つて私は結局政府のねらいとしては、いかにして零細な民間の資金を政府が集めるかといふところに、一切が集中されてゐるのではないかと、いふに考へるわけですが、この点どうでしょう。

○佐藤國務大臣 だん／＼共産党式な御質問になつたやうで、私まことに遺憾に思ひます。簡易生命保険は、これはどこまでも加入者、国民の利益を第一に考へての制度でありまして、国が資金獲得上必要な方法としてこの制度をやつてゐるものでないといふことだけははつきり明言いたしておきます。

○田代委員 大臣の御答弁の中に、ただいま田代委員からたされた問題、すなわちこの保険金額の八万円決定は、民間保険との関係において特に強く考へられたといふやうな印象を受けたのであります。最近における民間保険の状況等を考慮いたしまして、この提案理由の説明の中にもあるものであります。民間保険の突進に重点を置いてやつたということが最も大きな理由になつてゐるのであります。か、それを伺ひたいのであります。

○佐藤國務大臣 重点といふことは、はいかかと思ひますが、先ほど申しますやうに、い／＼の條件から金額引上げの要を痛感いたしておるやうな、限度を引上げる場合に、一体どの程度にするかといふことになりまして、この際はこの程度が適当だといふことになつたといふのであります。

○田代委員 まことに漠然とした答弁で、われ／＼はこれを審議する種がな

い。何かのれんに随順しようという感じがして、あなたのお考えになられた民間保険の事情というものが、われ／＼にはつきりつかまれているのであり、たゞ民間保険は契約上において簡易保険とどういう相違があるか、契約者に対する負担はどういうものであるか、告知義務に關してはどういう相違を持つていられるか、こうしたものについて現在の民間保険のつての道、及び簡易保険のつての道との比較検討が第一になされなければならぬのに、それが全然資料で出されておりません。大臣が言われた七万二、三千円平均の無審査契約保険が各社を通じてどれくらいあるか、民間保険と簡易保険の比重がどういうふうになつていられるかというふうなところまで、今の大臣の御答弁であるならば、資料をいただかないと、われ／＼は國會で審査するわけに行かない。この点において民間保険の漠然とした数字をいただいただけでは不十分であり、せつかく簡易生命保険法改正案に簡易保険側の数字が出ているのです、民間保険の方の数字もあわせてお出しただいただいたら非常に仕合せだと思います。これはひとつ資料提出要求をいたします。

次は八万円という限度に対しても、これは高きに過ぎるという案もあるものでありまして、これは田代さんのみならず、民間保険の方では、五万円の現状でもまだ高過ぎるのだという声があるものであります。これはわれ／＼としては、民間企業をこの際圧迫しようとは考えていないのであつて、民間保険業者がこの五万円を主張される理由について、いろいろお聞きしたのであ

ります、しかしこの点一步進んで、民間企業が政府事業である簡易保険と競争する道は、まだ他に幾らでも見出し得ると思ふのです。従つてこの簡易保険の最高制限額を八万円に上げると民間企業を圧迫するのだという御懸念は、この点、民間企業を保護する他の対策に、よつて補われるのではないかと、その道があるのではないかと。たとへば先ほど申し上げた相続税の減免のわくを広げるとか、いろいろなことがあるので、そういう点で政府は民間企業を助成すればいいのである。簡易保険そのものの最初政府事業としてスタートした当時の歴史をながめるならばこの簡易保険がいま三万円くらい増額で事足りるということに對しては、われ／＼としては非常な疑念を抱かざるを得ない。わけて政府自身が提案理由の説明にも述べておられます、薄資勤労者階級の後援における生活安定、あるいは最終医療費、葬祭費、及び被保険者の死亡後における遺族の生活保障に必要な額を基準として定められたものであつて、今日における医療費、葬祭費、遺族生活費並びに物価指数等にかんがみて、これを相当程度に引上げることが必要となるのである、こゝにあるのです。ところがこの相当程度といふのはどういふ程度なのか、八万円をどのくらい上まわつていける程度であるか。その次に、最近における民間保険の状況等を考慮いたしまして、これを八万円に引上げることとしたとあつて、結局民間保険の状況がその中心になつて八万円ときめたというので、政府は民間企業に非常な掣肘を受けて、事業は相当程度に引上げなければならぬのであるが、これを八万

円で押えたという提案理由の説明がしであるのであります。相当程度に引上げることが必要とされるというものは、これは普通であれば、どのくらいであればよいと初め見られたのか。それが民間保険の状況等八万円ときめられたというのですから、相当程度と提案理由に説明されたのを、具体的な数字でお示し願ひたいのであります。

○佐藤國務大臣 先ほど来お尋ねがありましたように、物価指数といふものを基準にとつてみますと、これは相当程度上げなければならぬ。あるいは二十万円前後とか、あるいは十五万円程度とか、あるいは十万円程度と見ますれば三十万円程度とか、いろいろの見方があるのではないかと、思ふのであります。問題は、物価指数だけでこれをきめるわけにも行かない。同時に國民の収入状況等から考えますと、加入者が一番手ごろに加入できる金額といふものもあるわけであり、金額といふものもあるわけであり、格だけでこれをきましますれば、私は先ほど申し上げましたように相当の金額に相なるだろうと思ひます。しかし政府が特別な措置を講じますならばこれは別であり、この加入者の掛金によりましてこの制度が運用される、かように考えますと、今保険事業として持つておられます網等の関係から見ますれば、これはまた一面に弊害等をも生ずるのであります。それらの点もやはり考慮に入れなければならぬなかつた、こゝういふ問題は実は依然としてあるわけであり、従ひまして、この金額自身を幾らに上げるとかという問題と、それから時期的な問題と、二つの要素は当然考慮いたさなければならぬのであります。いろ／＼御審議をいたしておられますが、この時期的な問題も一つの要素であることは、ぜひとも御判断のうちに追加を願ひたい。私も民間事業に對しまして、時に利益するといふような考え方も持つてはおりませんが、特別に民間企業に圧迫を加えるとか、あるいは加入者が非常に入りにくい状況にこの制度を持つて行くといふことも、これはいかぬといふべきではない。二十万円以下ではないか、だから幾らで入つてもよろしいか、だかという問題もあろうかと思ひますが、これは実際の扱い方としては、そのりくつ通りには現実には参入しないのであります。そこらにも事業遂行上には実は苦手が存するのであります。これらの点はよく御理解が賜わることだと思ひますが、私もこの限度自身を長くすえ直さうという考え方を持つわけのものではない。今日のこの際においては限度をいたしましては八万円が適当なり、かような考え方をいたしておるのであります。

○受田委員 私八万円と出された数字が、ちよつと思ひつきでやられたように、どうしてもとれるのです。これは民間保険の無審査七万二千元などを考えた結果それにしたのだ、こゝういふ御答弁になると、より一層その感を強くするのであります、法案というものは、政府が自信を持つて出さなければならぬのであつて、現在の経済情勢、國際經濟の問題、こゝういふものなども一応判断に入れて、もう一つは、今度は民間企業と政府企業との調節などを判断に入れて、八万円という科学

的な数字が出たのだ、政治的な数字でなくて、科学的にこゝういふ数字が出たのだといふことまでわれ／＼は示していただきたいのです。わけていゝ／＼な社會保障的な感覚から言つて、相当程度に引上げなければならぬといふことを政府自身が認めておられる。この認めておられるのが、民間保険の状況などによつて動かされた、こゝういふことになるので、民間保険の助長を策しつゝ、これを八万円という線におさえにならないで、簡易保険本来の使命を達成するといふ道は幾らでもあると思ふのであります。第一この簡易保険といふものは、零細な民衆には非常に今まで魅力があつた。それは先ほど大臣が御答弁になつたような、國家といふ大きな母体によつて保障されている点である。ところが民間保険の方にはそういう裏づけがない關係上、保險会社そのものはどうしても營利事業に走る。相互組織であつても、やはり幾分さういふ傾向が起つて来るのです。この点において、民間保険は簡易保険との争ひの方に重点を置かないで、もつと大きな線で祖國再建の經濟に参画すべきである。政府がいたずらに民間保険にばかり気がねをされて、簡易保険本来の使命をまげて行くといふことは、これからの日本の經濟を大いにリードして行くこととする現在の自由黨政府としては、まことに心細さを感じざるを得ないのであります。従つてほんとうに日本の經濟をどう再建するか、政府事業をどうするかといふはつきりした信念があるならば、おおよそ八万円くらいでよからうというやうな、こゝういふやうな立場でなくして、はつきりと八万円、こゝ

いう線を私はお示しただきたかつた。この点について大臣といたしましては、この民間保険を相当程度に引上げるといふ社会保険という問題では今何万円になるのか。それから民間保険との調節においては、民間保険は無審査で今七万二千円平均をとつてゐるが、たとへば契約はしたが、かけ得られないで失効した数字がどのくらいあり、簡易保険の失効との比率がどういふふうになつておつて、民間保険と簡易保険はこういう今の関係を續けて来ておるのだというところまでも、はつきりとわれ／＼に材料を示してもらつて、そうして本日ここに八万円の改正案を出したのである結論へ持つて行つていただきたいのであります。このようにして私は八万円という限度引上げが、漠然とした基礎でなくして、はつきりした基礎の上に立つた、政府の自信ある答弁を要求いたしました。質問を終りたいと思つて、で、できればこの点、政府自身の意図が民間保険の状況によつて八万円と決定されたという結論が出てゐる以上は、民間保険との関係について、皆さんの資料をここに用意していただいて、明日でも明後日でもよろしうございませうから、この法律案が出されてすでに二箇月以上もたつてまだ解決を見ていない以上、もはやこれが少々遅れても五十歩百歩でありますから、慎重審議をしてわれ／＼は民衆の手にこたえないと思つてゐる。この点について、さらに大臣の御答弁にあつた、政府の意図を決定した重大なるかぎになつた民間保険の状況の詳細な資料提出の要求をいたしましたして、私の質問を終りたいと思つてゐます。

○佐藤國務大臣 御承知のように民間保険の監督官庁は大蔵省でありますし簡易生命保険を幾らの限度にするかという場合に、民間保険の状況等を参考資料としてまとめたものがあつて、それからこれを送付することに私も何ら異存はない次第でございます。し、こゝろして先ほど来の御議論であります、私が、私どもの見方といつてしまつては、先ほど田代委員にも申し上げましたように、民間保険だけでこの案が決定されておるものではないのであります。民間保険だけで決定されておりましたら、受田委員からも御指摘になりましたように、五万円に持つてこつたという議論がそこに成り立つことに相なるのであります。この点は誤解のないように願ひたい。私もやはり保険事業を経営いたしておりますから、当然その観点に立つての結論を出しておるわけでありませう。その場合に、民間保険と官営保険との調整をとること、これも、これもまた政府の当然やることである。先ほど来種々申し上げましたのは、これは別に保険業者自身をどうこうするといふ考へ方で調整をとるわけではない。国の金融政策という観点なり、経済政策の基本等から見まして、民間事業に対する非常な影響は、この際は避けるべきだというのが、私どもの到達した結論であります。この点を先ほど来るる御説明申し上げておるわけでありませう。政府といたしましてはこれらの観点に立ちまして、八万円がこの際は適当なりといふことで案を決定いたしました。御審議をお願いいたします。従ひましてこれらの点については、先ほど来るるお尋ねがあり、また

同時に受田委員の御意見も伺つたのであります。先ほど来るるお尋ねのことは、先ほど来申し上げるような観点に立つて、その一つのポイントだけからこの八万円を決定したものでないといふことだけはつきり申し上げておきます。

○受田委員 もう質問を終る予定でしたが、ちよつと御答弁の中で重ねてお尋ね申し上げたい点が發生したのであります。それは提案理由の説明の中に、「最近における民間保証の状況等を考慮いたしまして、これを八万円に引上げることになつた」と存じますが、とありますが、「最近における民間保証の状況」と書いてあります以上は、それが第一であつて、あとの「等」といふ方が副次的なものになるというのが、普通の常識であらうと思つておる。民間保証の状況を第一に考慮して決定したと結論をお出しになりますかどううか。

○佐藤國務大臣 どうも言葉の問題で議論にわたることは申し上げたくないものであります。この簡易生命保険事業の限度の引上げは簡易生命保険といふことの立場がまず根本になつてゐるのであります。この点は文章の上には書いてありませんけれども、これは私どもが提案する限り、まずその事業自身の立場においてこれを考へて行く、これが基本になつてゐる。これは別に言ふまでもなくはつきりしてゐる。上に実は私どもは考へておるわけでありませう。

○受田委員 それは簡易保険本来の事業は、その御説明のすぐ前に書いてある「本事業創設以来、薄資勤労者階級」

云々となつてあつて、この線から行くならば、相当程度引上げることが必要になるのであるが、最近における民間保証の状況等を考慮して八万円としたのであつて、ほんとうであれば、引上げなければならぬのであるが、民間保証の状況等によつて八万円にしたといふことになると、これは民間保証を第一に考へたといふことになつてゐると思つておる。この点第一は民間保証の状況、もしそれが政府の説明がいろいろとあつて、「民間保証の状況天に何々とあつて」を考慮いたしまして」と書いていただかう方がはつきりするのですが、これが第一と見てよろしいかどうか。つまり八万円と決定した第一の理由は、民間保証の状況であるかどうか。

○佐藤國務大臣 先ほど来その点はしばしばお答えをいたしております。さしひかえたいと思つて、先ほど来るる御説明申し上げましたので御了承は願ひます。重ねてからば申し上げておきますが、保険事業といたしましては、この限度を引上げざるを得ない理由に到達してゐる。しかもその書いてあります事柄から申せば、物価指数等から見ても、社会保障的な目的を達成するとなれば、これは相当の多額に引上げざるを得ない。しかしその通りに行かない。そこで今民間事業の現状といふようなことが勘案されるわけでありませう。そのいづれがどうというわけのものではないのであります。おそらく民間の業者からも反対陳情をいたしましては、この際に限度を引上げること一切賛成しかねると

いふのが、民間業者の眞の声だと私も聞いております。非常な反対を聞いておるわけでありませう。しかしながら私どもは事業自身の現状等から見まして、この限度を上げることが当然である、またその使命から見まして、これは引上げるのが当然だと思つてゐる。しかしながらそのまゝに行かぬ、こゝろ、こゝろ、この苦心の存した点が、この文章になつておる次第であります。

○受田委員 それで一応終了。午後一時より会議を開きます。明日二十四日は午後一時より会議を開きます。

午後三時五十一分散会

昭和二十七年五月一日印刷

昭和二十七年五月二日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所